

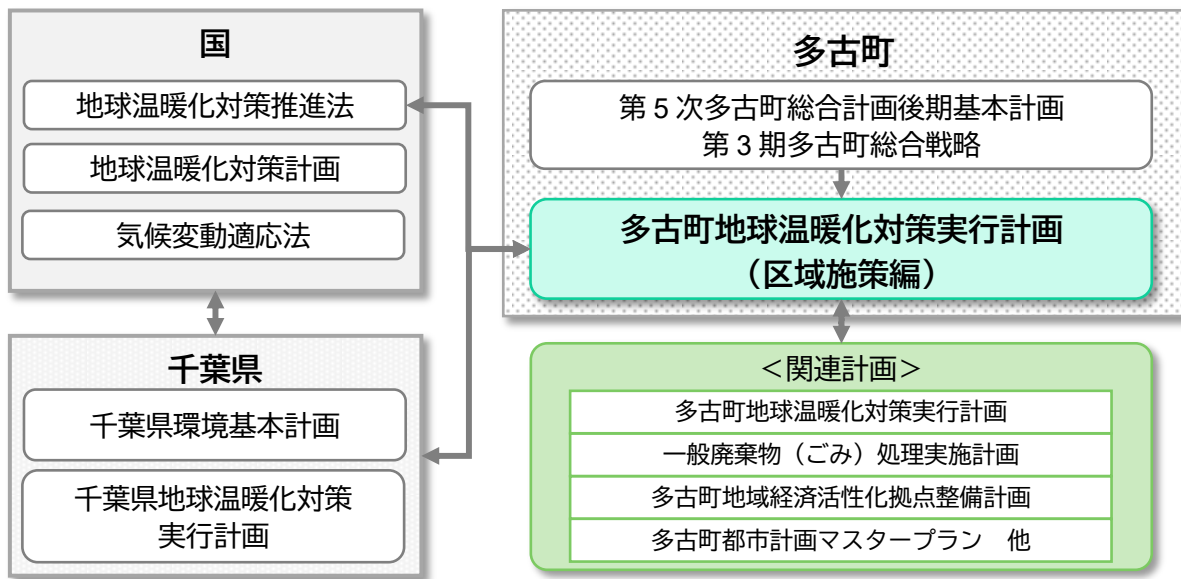
# 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

## 1. 計画の目的

本計画は、多古町において地球温暖化対策を推進するため、地域の特色や社会的状況等を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標と削減等を行うための施策に関する事項を定めるものです。

## 2. 計画の位置づけ

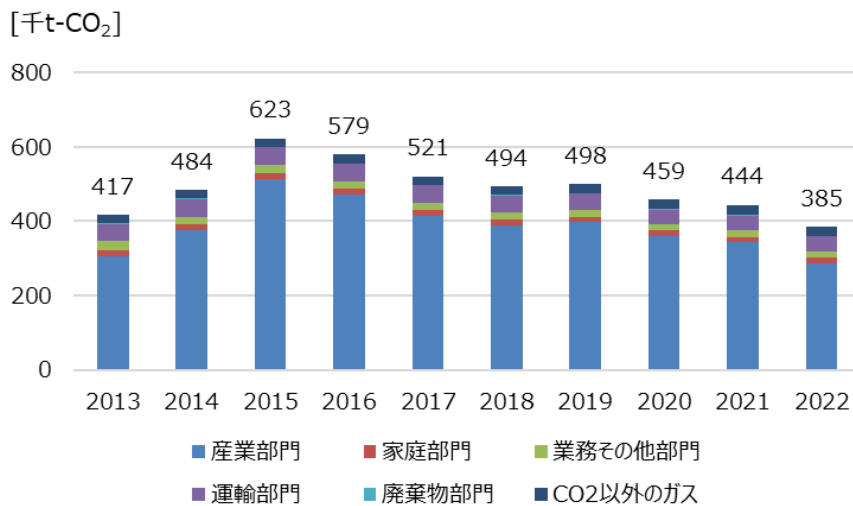
本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第 21 条第 3 項に基づき定める計画であり、「気候変動適応法」の第 12 条に基づく地域気候変動適応計画としても位置づけています。



## 3. 本町の温室効果ガス排出量の推移

国や県と整合を図り 2013（平成 25）年度を基準年度とし、温室効果ガス排出量の推移は 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量と比較します。

2022（令和 4）年度における温室効果ガス排出量は 385 千 t-CO<sub>2</sub> であり、2013（平成 25）年度の 417 千 t-CO<sub>2</sub> から約 8%減少しています。



#### 4. 2050年の将来像

地域の特性や資源の分布を踏まえながら、2050年の脱炭素社会の実現に向けた地域全体の将来像を描きます。



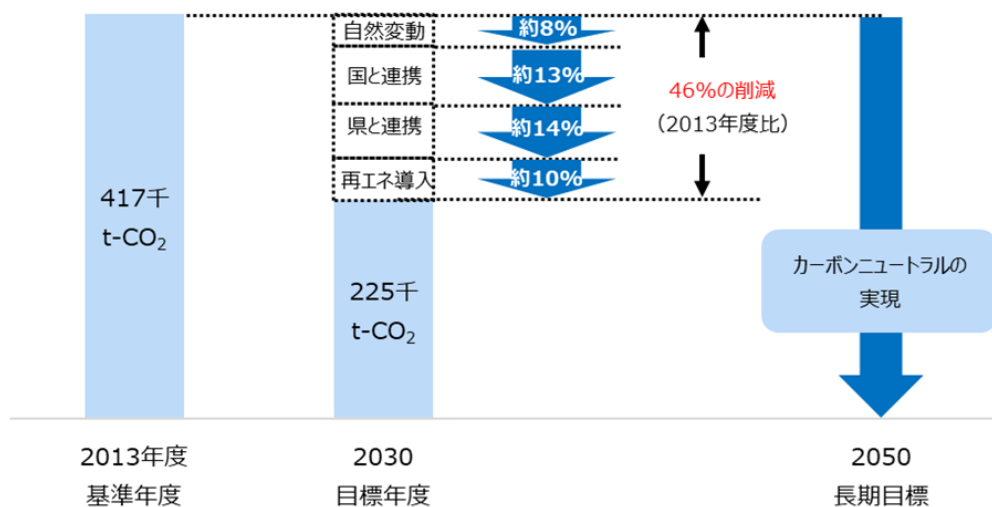
ネット・ゼロ・エネルギーハウス

ネット・ゼロ・エネルギービル

※HEMS：ホームエネルギーマネジメントシステム  
BEMS：ビルディングエネルギーマネジメントシステム

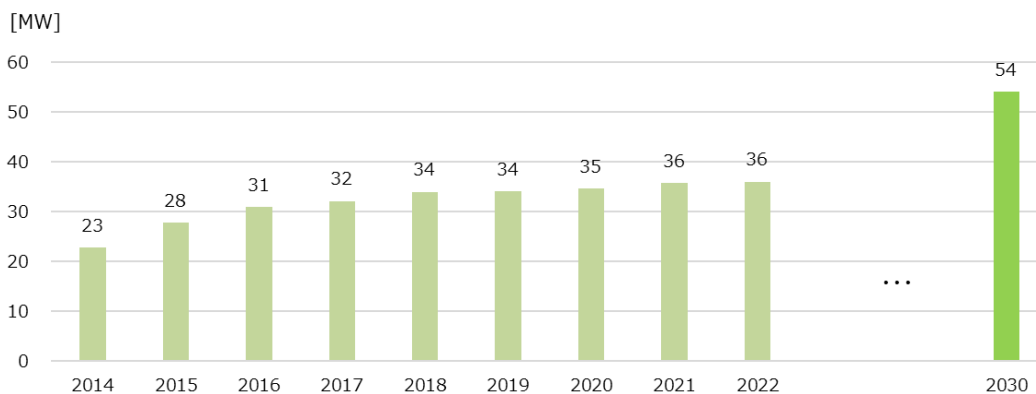
## 5. 温室効果ガス排出量の削減目標

国や県と連携した取組の実施や再生可能エネルギーの導入を通じて、2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標を 46%削減（2013 年度比）とします。また、2050 年に向けてはカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量の実質ゼロ）を目指すこととします。



## 6. 再生可能エネルギーの導入目標

本町では、建物屋根や遊休地等における太陽光発電の導入ポテンシャルが約 1,042MW と見込まれています。この豊富な賦存量を踏まえ、本町における 2030（令和 12）年度における再生可能エネルギー導入目標は、千葉県が掲げる導入目標と同水準で町内においても導入が進むものと想定し、「2030（令和 12）年度において、2030（令和 12）年度までの導入量は 54MW」とします。



## 7. 施策体系

温室効果ガス排出量の削減目標や再生可能エネルギーの導入目標達成に向けた課題を踏まえ、本計画における施策体系を次のとおりとします。5 つの基本方針に基づく、基本施策に取り組むことで、本町における地球温暖化対策を総合的に推進します。

基本方針	基本施策
1. 再生可能エネルギーの利用促進	① 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギー導入の推進 ② 公共施設への太陽光発電の導入 ③ 再エネ導入における地域合意形成の促進 ④ 地域資源を活かした再エネ導入 ⑤ 防災・地域レジリエンスと連携した再エネ活用 ⑥ 耕作放棄地を活用した再エネ創出の検討
2. 事業者・住民の削減活動促進	① 住民や事業者、市民活動団体の自主的取組の促進 ② 市民活動団体や地球温暖化防止活動推進員の活動支援 ③ 市民活動団体や地域協議会と連携した取組の推進 ④ 住宅の建設、改善への適切な対応・支援 ⑤ 新築建築物の ZEB 化や既築建築物の断熱改修 ⑥ 公用車における電動車の導入 ⑦ 町有施設や道路照明の LED 化 ⑧ 公共施設等の建築管理に当たっての環境配慮の推進 ⑨ スマート農業の実践 ⑩ 公害・環境対策の推進
3. 地域環境整備	① 地域全体での脱炭素まちづくりの推進 ② コンパクトなまちづくりの推進 ③ 「居心地が良く歩きたくなる空間」の形成 ④ スマートコミュニティの構築 ⑤ グリーンインフラに関する社会実装 ⑥ Eco-DRR の活用 ⑦ 複数自治体での共同取組の推進 ⑧ 緑化意識の普及啓発・森林保全活動の促進 ⑨ 森林の多面的機能の維持・活用 ⑩ 暑熱対策の推進
4. 循環型社会の形成	① 3 R の推進 ② ごみ排出の抑制
5. 環境意識の向上	① 地球温暖化に関する情報収集・提供 ② COOL CHOICE 等の啓発活動 ③ 職員向け環境研修の実施 ④ 職員の環境活動参加支援

## 8. 計画の推進体制

地域の脱炭素化を担当する部局における知見やノウハウの蓄積、庁外関係者との連携や地域とのネットワーク構築等が重要であることから、国・千葉県・近隣自治体、その他関連機関などとの連携を図ります。

